

### 議事日程第3号

令和2年9月8日（火曜日） 午前9時 開議

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 一般質問（7番～8番）

日程第3 議案の委員会付託 6件

認定第1号 令和元年度御嵩町一般会計歳入歳出決算認定について

認定第2号 令和元年度御嵩町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

認定第3号 令和元年度御嵩町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

認定第4号 令和元年度御嵩町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

認定第5号 令和元年度御嵩町水道事業会計利益の処分及び決算の認定について

認定第6号 令和元年度御嵩町下水道事業会計利益の処分及び決算の認定について

---

### 出席議員（11名）

議長 高山 由行	1番 清水 亮太	2番 福井 俊雄
3番 奥村 悟	5番 安藤 信治	6番 伏屋 光幸
7番 安藤 雅子	8番 山田 儀雄	10番 大沢 まり子
11番 岡本 隆子	12番 谷口 鈴男	

### 欠席議員（1名）

9番 加藤 保郎

### 地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長 渡邊 公夫	副町長 寺本 公行
教育長 高木 俊朗	総務部長 須田 和男
民生部長 加藤 暢彦	建設部長 伊左次 一郎
企画調整 担当参事 中井 雄一郎	教育参事兼 学校教育課長 山田 徹
総務防災課長 各務 元規	企画課長 山田 敏寛

環境モデル都市  
推進室長兼  
まちづくり課長  
渡 辺 一 直  
税 務 課 長  
金 子 文 仁  
保険長寿課長  
大久保 嘉 博  
農 林 課 長  
高 木 雅 春  
建 設 課 長  
早 川 均  
生涯学習課長  
古 川 孝

亜炭鉱廃坑  
対策室長  
筒 井 幹 次  
住民環境課長  
石 原 昭 治  
福 祉 課 長  
小木曾 昌 文  
上下水道課長  
鍵 谷 和 宏  
会 計 管 理 者  
可 児 英 治

本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長  
中 村 治 彦

議会事務局  
書記  
大 脇 敬 之

### 開議の宣告

議長（高山由行君）

おはようございます。

昨日に引き続き御苦労さまでございます。

ただいまの出席議員は11名で、定足数に達しています。

これより本日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元に配付しました議事日程のとおり行いたいと思いますので、よろしく  
お願いします。

---

### 会議録署名議員の指名

議長（高山由行君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員に、8番 山田儀雄君、10番 大沢まり子さんの2名を指名します。

---

### 一般質問

議長（高山由行君）

日程第2、昨日に引き続き一般質問を行います。

質問を始める前に、昨日の一般質問受付番号4番、岡本隆子さんの一般質問に対して、町長  
から答弁漏れの申出がありましたので、発言を許可します。

町長 渡邊公夫君。

町長（渡邊公夫君）

おはようございます。

昨日の答弁の中で岡本議員に対して、私がJR関係者と会った日、これを説明したわけですが、もう一回ありました。本年7月13日にお会いしたんですけど、これは6月の定例のJR東海側の人事異動によって名古屋建設部長が交代されたので、新任ということで挨拶を受けました。以上であります。

議長（高山由行君）

それでは一般質問を行います。

1番 清水亮太君。

1番（清水亮太君）

議長のお許しをいただきましたので、私からはクロバネキノコバエについて質問いたします。

クロバネキノコバエは、梅雨時期などに見られる体長1から2ミリ程度の小さな虫で町内の広い範囲で発生が確認されております。クロバネキノコバエは、10年ほど前から大量発生が起こっており、家屋に侵入してきて睡眠を妨げられる、死骸が悪臭を発する、死骸の掃除に追われるといった例は枚挙にいとまがないでしょう。また、近隣の市では、給食のパンにコバエが混入したケースや広島や京都でも給食を停止する事態もあったそうです。近年は、かつてほどの異常発生は見られなくなっておりますが、給食センターや飲食店、食品を扱う事業者は特に気を配っておられることと思います。また、小まめに換気をする必要があるコロナ禍の中では、室内を締め切る、目張りをするなどの対策は難しい状況です。今後、異常発生が起こる可能性もあり、少しでもコバエの発生を抑えるため、行政としての対策も必要ではないでしょうか。

しかしながら、クロバネキノコバエについての対策が難しいことも重々承知しております。多治見市においてもクロバネキノコバエの大量発生が起こっており、同市ではホームページにてコバエ対策のページを設け、生態調査や進入対策などを公開しています。有益な情報も公開されておりますが、最終的には発生源が分からず、有効な防除方法がないとされております。コバエについての生態が完全には把握されていない状況では発生を抑制する手だては取れません。「彼を知り己を知れば百戦殆からず」という有名な言葉もあるように、敵の情報を得ることは重要です。対策の一步は調査からとなりますが、大学などの研究機関による本格的な調査ともなれば、時間も人もかかり予算も多く必要となります。それを一つの市町村で行うことは難しいと思われまます。コバエに悩まされている自治体で共同体を組織してより大きな組織でコバエ対策に乗り出すことはできないでしょうか。大きな組織で臨むことで調査にかかる費用も拠出しやすくなり、腰を据えた対策が可能ではないでしょうか。残念なことに岐阜県下では、中濃、東濃地域、愛知県では、瀬戸市などもコバエに悩まされており、同志になり得る自治体は多くあります。

2点お伺いします。町民の住環境をよくするためにはコバエの発生を抑制する必要があります。今後、御嵩町としてコバエ対策を行うお考えはありますか。

2点目、他の市町村と連携してコバエ対策を行うをお考えはありませんか。

以上、2点よろしくお願いたします。

**議長（高山由行君）**

執行部の答弁を求めます。

民生部長 加藤暢彦君。

**民生部長（加藤暢彦君）**

おはようございます。

それでは、清水議員の一般質問にお答えをいたします。

まず、クロバネキノコバエの特徴について述べさせていただきます。クロバネキノコバエの成虫は体長1ミリから2ミリ、色は黒色、それから黒褐色でございます。1世代が15日から20日前後で温度の上昇に伴い成長が進むと言われております。成虫の寿命は4日から10日程度と言われております。最も発生しやすいのが梅雨の時期でございます。気温、それから湿度の条件がそろえば秋にも発生することもあるということでございます。幼虫の餌は腐植質やキノコなど発生源は畑、野山などの腐葉土、それから園芸用のプランターなどと言われておりますが、特定はされておられません。夜明けから午前10時頃までに大量発生し、発生条件といたしましては、気温30度、湿度70%程度と言われております。白色などの明るい色のものに集まりやすい特徴があるそうでございます。大量発生をいたしますと不快ではございますが、人体に直接的な害を及ぼしたという報告はございません。大量発生したときの対処方法といたしまして、大量発生する時間帯、夜明けから午前10時頃でございますが、は窓やドアを閉め切る。それから、窓やドアのサッシに殺虫剤を噴霧する。サッシの隙間をガムテープなどで目張りをする。それから網戸や窓、ドア等にスプレータイプの忌避剤を含む虫よけを噴霧する。換気扇の使用を自粛する。屋外に扇風機を設置し、侵入経路となる窓やドアに成虫が近寄らないように横から送風をする。室内に侵入した場合は殺虫剤で駆除し、掃除機で吸い上げるなどが考えられます。

これまで町に入ったクロバネキノコバエに関する苦情、問合せ状況について御報告をいたします。

平成25年度に可茂管内でクロバネキノコバエとマイマイガが大量発生し、御嵩町でも多くの苦情があり、可茂保健所と連携して町内回覧にて対策などの情報を周知し、有効な対策情報もお願いしたという経緯がございました。クロバネキノコバエの苦情は平成24年頃から増えていまして、岐阜県全体では、平成24年度87件、平成25年度224件、平成26年度231件、平成27年度118件、平成28年度122件、平成29年度54件、平成30年度で142件、それから令和元年度で39件となっており、平成26年度をピークに減少している状況でございます。

また、本町では平成24年度に8件、これをピークに平成25年に5件、平成26年度に6件、それから平成27年、平成28年、平成29年度は相談件数ゼロ件、平成30年度に2件、それから令和元年度ゼロ件、今年は1件というようなことございました。それほど苦情、それから相談の件数は多くない状況でございます。

次に、他市町村のクロバネキノコバエの対策状況を御紹介させていただきます。

近隣市町村では、ホームページにクロバネキノコバエの生態や対処方法を紹介しているところがございます。多治見市では、平成24年度から平成27年度に市内の発生状況、発生源や侵

入対策、捕虫対策を検証する調査を実施しております。また、令和元年度から市内で採取いたしましたコバエを静岡大学に調査を依頼しているということでございます。それから富加町、土岐市、多治見市もそうですが、住民からの有効な対策状況もお願いしているという状況でございます。多治見市をはじめといたしまして、近隣の多くの自治体でクロバネキノコバエの対策に取り組んでいるということが分かりました。クロバネキノコバエの問題は多治見市をはじめ、この近隣の自治体で多く発生しているものの、御嵩町周辺に特化したものではなく、全国的な問題でもあり、調査・研究を本格的に行っていくのであれば、市町村レベルではなく、国・県のレベルになると考えております。市町村で共同体を組織し、研究するのにも予算が必要でございますし、国・県レベルで研究してもらおうほうが有効かと思っております。

それでは、清水議員の御質問にお答えをいたします。

1 番目、町としての対策についてでございますが、こちらにつきましては、他市町村の例に倣いまして、ホームページにクロバネキノコバエの生態や大量発生した際の対処方法を掲載し、町民の皆様へ周知するとともに、町民の皆様から有効な対策方法も募っていこうと思っております。

質問の2点目、他市町村との連携につきましては、市町村の共同体を組織することまでは考えていませんが、クロバネキノコバエの多い地域でもあり、多治見市のように対策等の経験のある自治体から情報を得ることはできると思っておりますので、今後、近隣自治体と情報交換なり相談をしていきたいと思っております。

以上で答弁を終わらせていただきます。

〔1 番議員挙手〕

**議長（高山由行君）**

1 番 清水亮太君。

**1 番（清水亮太君）**

クロバネキノコバエについての対策をホームページとかで周知して有効だと思われるような情報も住民の方に提供していただく、その点は進めていただきたいと思います。

市町村での共同体は組織はしないということで、その代わり国とか県がやるべきだという回答だったと思っておりますので、この件について具体的に国や県に要望していくお考えはありますか。

**議長（高山由行君）**

民生部長 加藤暢彦君。

**民生部長（加藤暢彦君）**

申しましたように、国・県レベルで対応するのが適当かなというふうには思っております。ただ、先ほど申しましたように被害状況がそんなに大きいというわけではなく、多治見市さん

はかなりあるというふうには把握しておりますが、今後、多治見市さんなりとも、一般質問でこんなようなお話もあったということも御報告しながら、対応についてどうでしょうかねというふうな御相談はしていきたいというふうに思っております。よろしく申し上げます。

[1番議員挙手]

**議長（高山由行君）**

1番 清水亮太君。

**1番（清水亮太君）**

しっかり多治見市さんなどと連携してやっていただきたいと思います。以上で終わります。

**議長（高山由行君）**

これで、清水亮太君の一般質問を終わります。

続きまして、10番 大沢まり子さん。

質問は一問一答方式の申出がありましたので、これを許可します。

**10番（大沢まり子君）**

おはようございます。

一般質問のトリとなりました。私のほうからは、議長からお許しをいただきましたので、2点について質問させていただきます。

初めに、マイナンバーカードの普及について。

令和元年10月に消費税が10%になったことから、9か月間行われたキャッシュレス消費者還元事業として、最大5%のポイント還元事業が令和2年6月末で終了いたしました。私もできるだけキャッシュレスで支払うように心がけ、思わぬポイントが返ってきてうれしく思いました。全国の調査でも、この事業によりキャッシュレス決済を始めた人の8割の方が使い続けたいとのことでした。

今回の特別定額給付金につきましても、私はマイナンバーカードによるオンライン申請を行うことで早々に10万円を振り込んでいただくことができました。9か月にわたり行われたこのポイント還元事業が令和2年6月末で終了し、翌7月1日から申請が始まったのがマイナンバーカードを持っている人が電子マネーにチャージしたり、QR決済で買物をしたりすると5,000円を上限に25%分のポイントを受け取れる総務省の消費活性化策、マイナポイント事業であります。カード会社によってはポイントを上乗せしているところもあります、商業などでもやってみえますけれども。しかし、自宅でのパソコンやスマートフォンからの手続はなかなか難しいようであります。

御嵩町では、住民環境課に申請窓口が設置されていまして。私も、たまたまその窓口を見つけまして早速申請をさせていただくことができました。キャッシュレス決済は着実に私たちの

生活に浸透しつつあると思います。総務省が行っていますこの事業は、マイナンバーカードの普及が一つの目標であると考えます。現在の全国のマイナンバーカードの交付枚数は約 2,200 万枚で 2 割にとどまっているようであります。

そこでお伺いいたします。

1 つ目に、マイナンバーカードの取得の状況はどのようでありますか、お伺いいたします。

2 つ目に、現在のマイナンバーカードの申請方法についてお伺いいたします。

3 番目に、マイナポイント事業の利用申請が役場でできることの周知はどのようにされていきますか。

4 番目、マイナンバーカードの今後の展開についての担当部局の見解をお伺いいたします。

以上、4 点よろしくお伺いいたします。

#### 議長（高山由行君）

執行部の答弁を求めます。

民生部長 加藤暢彦君。

#### 民生部長（加藤暢彦君）

それでは、大沢議員の質問の 1 番目、マイナンバーカードの普及についてお答えをさせていただきます。

マイナンバーカードは、住民票を有する全ての方に 1 人 1 つずつ番号をお知らせし、行政を効率化し、国民の利便性を高め、公平・公正な社会を実現するための制度でございます。平成 27 年 10 月より全ての住民の方に個人番号を通知し、平成 28 年 1 月からはカードの交付が始まっております。

質問の 1 番目でございます。令和 2 年 7 月末時点では、御嵩町のマイナンバーカードの交付枚数は 2,783 枚、交付率が 15.15% となっております。岐阜県全体では、交付枚数 28 万 7,880 枚、交付率は 14.08%、国全体では、交付枚数 2,323 万 9,041 枚、交付率は 18.2% となっております。本町は岐阜県全体の交付率よりは高いですが、国全体と比べると交付率は低い状況となっております。特別定額給付金のオンライン申請や高齢者の運転免許証の自主返納の増加に伴う身分証明書の代替など、マスコミでも大きく取り上げられたことにより、最近はカードの交付申請が全国的に増えてきているようでございます。本町でいいますと、昨年度 1 年間の交付枚数は 419 枚でしたが、今年度は 4 月から 7 月までの 4 か月で 412 枚の交付ということで、かなりの勢いで急増している状況でございます。

質問の 2 番目、マイナンバーカードの申請方法でございますが、個人番号通知カードについている申請書に氏名、電話番号等を記入し、顔写真を貼り、封筒に入れて地方公共団体情報システム機構に郵送するのが一般的です。郵送のほか、申請書 ID を入力することにより、パソ

コンやスマホによるオンライン申請もできます。また、役場、住民環境課の窓口では、個人番号通知カードをなくした方用に代わりの申請書も用意してございます。また、顔写真も撮影して印刷をいたします。地方公共団体情報システム機構に送付する封筒も用意してあり、その場で申請が完了することができます。などの新規作成申請のお手伝いも窓口で行っているところでございます。

また、より多くの方に申請していただけるように令和2年10月1日からではございますが、上之郷公民館、伏見公民館でもマイナンバーカードの交付申請ができるように現在準備中でもございます。ただし、受け取りにつきましては、マイナンバーカードの受け取り案内が御嵩町役場から送付されますので、それを持って大変申し訳ないですけど、役場の住民環境課窓口まで来ていただいて、そこで交付をするということになります。その際、暗証番号を設定する必要もございます。

マイナポイント事業につきましては、自分が利用しているキャッシュレス決済で付与率25%、最大5,000円のポイントがもらえるという制度で、この9月1日から来年の3月31日までの間、利用できるというものでございます。マイナポイントの申込みは、スマホ、パソコンからアプリをダウンロードし申込みをするというものです。マイナンバーカードを読み取る端末がない方につきましては、役場、住民環境課の窓口で端末が用意してあり、手続のお手伝いをしております。マイナポイント制度につきましては、住民環境課の窓口でチラシの配布や町のホームページでお知らせ済みでございます。また、ほっとみだけ9月号、今月号でございますけど、そちらにも記事を掲載させていただいておるところでございます。

質問の4番目でございます。マイナンバーカードの今後の利用展開についての見解でございますが、現在、マイナンバーカードの利用として、公的な身分証明書、各種行政手続等のオンライン申請として活用をしております。例えば、オンラインでの特別定額給付金の申請であったり、確定申告のオンラインでの申告に使われております。今後の利用予定といたしまして、マイナンバーカードを健康保険証としての利用予定であったり、戸籍情報とひもづけをして本籍地以外の市町村でも戸籍証明書が取得できるようにするなどがあります。

御嵩町といたしましては、マイナンバーカードを利用するために普及率を上げていくことが急務と考えております。先ほども申しましたが、ほっとみだけなどの広報やホームページ掲載、チラシ配布、ポスター掲示など、周知強化を図っていきたいと思っております。

また、災害時に何らかの申請や交付がスムーズにいくなど、非常時においても利用価値が高くなるのではないかと考えております。そういうことも踏まえて周知を強化していきたいと思っております。マイナンバーカードを利用し、普及させる取組が全国でも展開されており、これらを調査・研究して御嵩町に合う利用方法、正確性や犯罪に巻き込まれない防犯対策など、

他市町村の例も参考にしながら関係機関等と協議し、慎重に検討を進めていきたいと思っております。

以上で答弁とさせていただきます。

[10 番議員挙手]

**議長（高山由行君）**

10 番 大沢まり子さん。

**10 番（大沢まり子君）**

ありがとうございます。

まず取得率につきましては、全国のほうが高く、岐阜県全体が全国的に見ても低いと。その中では真ん中よりは上に行っているんじゃないかというような数値でありますので、平均的かなというところだと思います。この取得状況というのは、町の取得状況、枚数を教えていただきましたけれども、特にマイナンバーカードの取得というのは義務づけられているというわけではないと思いますし、強制をするものではないと思いますけれども、役場の中で申請手続を行うという事業でありますし、役場の職員の皆様の取得状況というのはお聞きになったことがございますでしょうか。分かるようであれば教えていただきたいと思っております。

また、申請方法が役場の窓口申請して来られた方なんかには、このマイナポイント事業についての説明、ほっとみたけとかいろいろホームページとかに載せておりますという、チラシもございますというお話がありましたけれども、やはりこれって読んだだけでは、ほっとみたけも読みましたけど、本当に高齢の方はなかなか理解が難しく、結構口コミというか、口で説明をさせてもらおうとお友達も納得して、えーそんなのあったのということで申請しようかなというふうに友人も言うておりましたけれども、やはり紙に書いたのってなかなか理解が難しい、その横文字でポイントとか、マイナンバーカードとか書いてあると分かりにくいということもございますので、申請に来られた方にはちょっと丁寧に御説明していただけるとありがたいと思いますし、やっぱり対面してお話をして浸透させていくということも大事かなと思っておりますのでお願いいたします。

そして、マイナポイントのその窓口、役場の入り口のところにございますけれども、あその端末で申請ができるということで、本当に私もそこでさせていただいたら割とスムーズに簡単に担当の方もさっさささっとやっていただきまして申請することができました。ここの窓口での申請状況についても分かれば教えていただきたいと思っております。

その2点お願いいたします。

**議長（高山由行君）**

民生部長 加藤暢彦君。

## 民生部長（加藤暢彦君）

それでは、再質問にお答えさせていただきます。

まず、御嵩町役場職員のマイナンバーカードの交付状況でございます。令和元年6月に閣議決定されております中で、国家公務員及び地方公務員にマイナンバーカードの一斉取得を推進するというのがございました。その中で、それを受けて閣議決定された経済財政運営と改革の基本方針 2019 という中に国家公務員と地方公務員にもマイナンバーカードの取得を推進するというのがありました。これを受けまして、各市町村と各共済組合に総務省の自治行政局公務員部福利課長名で、地方公務員等による本年度中のマイナンバーカードの一斉取得の推進についてという文書が出されました。これを受けて、企画ですね、うちの人事担当のほうであったり、あるいは職員共済組合のほうから職員のほうに文書が出されまして、マイナンバーカードを取得してくださいよというお手紙が行っております。これを受けて職員がカードを取得したということでございます。今現在、令和元年度末ですが、御嵩町の職員での取得件数が 46 人でございます。職員数が 154 人ということでございますので、交付率が 29.9%ということになっております。

それから2番目の質問でございます。窓口の利用状況でございます。

先ほども申しましたように、役場の住民環境課窓口を設置してあるパソコンのほうから交付申請ができますよということで、令和2年7月、1か月間で39件の申込みがございました。それから、8月は1か月間で43件でございました。9月からですけど、マイナポイントの利用が始まったということでマスコミのほうでも大きく言われましたし、御嵩町のほうでもほととみたけ9月号にその記事を掲載させましたので、これを受けまして9月につきましては、9月1日は1件でございましたけれども、9月2日で12件、9月3日も12件、9月4日5件、それから昨日が6件ということで、9月に入ってから最初の一週間での合計ということで36人ということになっております。急激に利用が増えてきているなあというのが感想でございます。以上でございます。

[10番議員挙手]

## 議長（高山由行君）

10番 大沢まり子さん。

### 10番（大沢まり子君）

職員の取得状況を聞いて、ちょっとほっとしたというか、平均より、ほかの町民より少なかったらどうしようかと思いましたが、その倍は取得している状況でありますので、しかし、まだ7割の方はまだ取得されていないという現状があると思います。役場での申請です。自分も取得していなければ人にお話しすることもやはりできないと思いますので、担当課が別

とかそういう問題ではなくて、やはり国でもこういったものを推進しているわけですので、強制はしてはいけませんけれども、公務員としては取得していただきたいというふうに思っております。

マイナポイントのほうは、徐々に今上がってきているということで、ポイント事業、せっかくですので 25%の還元ということが、その 5,000 円分のポイントというのが買物のできる 5,000 円ですので、お金と一緒にですよということは私はいつも言っているんですけれども、そういうことで利用者が増えていただけるといいかなと思っております。

今回、国のほうが示した骨太の方針の中にも、新型コロナウイルスの感染拡大防止と社会経済活動を両立する新たな日常の実現という目標が掲げられています。その具体策として、社会全体のデジタル化の加速や行政手続のオンライン化が進められるようであります。また、マイナンバーカードは生涯にわたる健康データの把握ができるようになるなど、利用価値はさらに上がっていくものと思われまますので、さらなるマイナンバーカードの普及に向けて力を入れていただきますようお願いいたします。質問を終わります。ありがとうございました。

それでは 2 点目、道路などの異常に関する通報体制について伺います。

この 7 月は各地で豪雨による甚大な被害が発生をいたしました。被災された皆様に心からお見舞いを申し上げます。幸いにも御嵩町におきましては、大きな被害はなかったようでございますが、町のあちこちで水路で土砂が埋まっているとか、沢が流木でせき止められ、ダム化しているなど、町民の方から改善要望などが私のほうにも何件か寄せられました。町へもいろいろな通報があるかと思いますが、道路などの異常に関する電話での通報に対し、現在どのような対応を取られていますでしょうか。

また、埼玉県白岡市では、市が管理する道路の不具合などを市民がスマートフォンから手軽に通報できるサービスを開始しています。このサービスは、市のホームページにある専用サイトから通報が可能で、例えば道路の陥没、カーブミラーの破損、公園遊具の故障などを市民が発見した場合、不具合箇所の写真を添付し、現場の住所などの情報を入力して通報し、市は通報された不具合箇所や内容や状態によって担当課が修繕などを行うというものです。

また、高知県の四万十市では、LINE を利用して道路補修が必要な箇所や街路樹の異常などを市民から通報してもらうシステムを導入いたしました。市の担当者は、現場の情報を迅速に把握する上で有効な手段だと話してみえます。御嵩町におきましても、町民の安心・安全を守る観点から、通報の迅速性、正確性を向上させるためにも、特に道路の陥没や土砂災害が多い地域の自治会長や建設業者の方などに協力を呼びかけて必要な情報のやり取りができるよう、システムを導入していただきたいと考えますが、いかがでしょうか。よろしく願いいたします。

**議長（高山由行君）**

執行部の答弁を求めます。

建設部長 伊左次一郎君。

**建設部長（伊左次一郎君）**

おはようございます。

まず初めに、大沢議員と同様、昨今各地で発生する豪雨災害により、被災された皆様へ心からお見舞いを申し上げますとともに、一日も早い復旧・復興を願ってやみません。

では、大沢議員の御質問に御答弁をさせていただきます。

私への御質問は、道路などの異常に関する通報体制についてと題され、2点の御質問です。

大沢議員が述べられたとおり、幸いにも御嵩町では人命に関わる被災はもとより、大きな被害は発生していませんが、町長が事に触れ、いつも御発言されているとおり、運がよいだけだと受け止めています。

私は、平成22年の7・15災害では、建設部の上下水道課長、平成23年の9・20災害では、建設部建設課長として本町の豪雨災害への対応をさせていただきました。7・15災害では、当時の建設課長と農林課長が先輩課長として奮闘される様子を見て学び、9・20災害では、当時の建設部長の指示の下、学んできたできる限りの対応に奔走した記憶が今でも昨日のように思い出されます。

しかし、私も年齢を考えたときに、当時のように不眠不休の対応がどこまででき得るのか不安を感じるが多くなりつつありますが、現役である以上、昨今の新型コロナウイルス感染症にも意識を向けながら、町民の生命や財産を守るため、ふだんからの備えを怠ることのないよう自らに言い聞かせているというところが正直なところです。

その備えの一つとしての御提案を込めた御質問と受け止め、御答弁をさせていただきます。

では、1点目、道路などの異常に関する電話があったときの対応はどうされているかにつきましては、町道延長272.5キロメートル、この中に155の橋梁も存在し、これらを管理する建設課長を中心に通報内容の確認を係長とともにに行い、内容にもよりますが、職員により直ちに現場を確認することを基本としています。状況により、その場で対応できるものは直ちに対応し、そうでないものは上層部への報告と指示を受け、注意喚起や通行止め措置を実施する場合もございます。

2点目、スマートフォンからの写真つきの情報を受け取れるシステムの導入について見解を伺うにつきましては、大沢議員から御紹介いただいた埼玉県白岡市や高知県四万十市の事例を確認させていただいたほか、本年6月1日より実証を開始された熊本市や、昨年9月2日より運用を開始された武蔵野市の事例を情報担当職員が調べ、電話にて直接御担当者の御意見も

伺ってくれました。本来であれば、私自身が確認することと存じますが、この分野は専門用語も多く、若手職員の手慣れた知識により、かみ砕いた説明を受け、導入に向けた手法がそれほど難しいものではないことは理解することができたところです。しかし、365日24時間通報が可能なことから、その運用には利用される町民の御理解も必要であることも同時に理解したところでございます。確認させていただいた自治体では、土・日、祝祭日、夜間の通報に対し、平日の8時30分以降から17時までの間の確認と対応のお返事をするとのことであり、要望事項などは受け付けないこと。また、緊急を要する案件については、やはりお電話での通報をお願いしているとのことでありました。本町においては、これまでも道路などの異常があれば町民や通行者からの通報をいただいております、感謝をしているところです。これをシステム化することも必要と考えておりますが、要望ではなく、道路等の異常に対する通報は数が少ないのも事実でございます。

したがいまして、基本的に要望事項にあつては、これまでのとおり自治会長さんからの御提出をお願いすることを継続させていただき、通報システム導入については、先行する自治体の様子を1から2年は見てみると同時に、財政面への負担が少なく、効率的な運用が可能な手法を研究してまいりたいと存じます。

以上、大沢議員への御答弁とさせていただきます。

[10番議員挙手]

**議長（高山由行君）**

10番 大沢まり子さん。

**10番（大沢まり子君）**

御答弁ありがとうございます。

こちらの受け取り方としては、大変前向きな答弁だと受け止めております。自治会長さんからの要望に関しては、自治会長からの要望は提出していただきたいということも述べられましたけれども、自治会長さんもやはりこういった要望のたびに役場に出向かなくてはいけないという問題も一つはあると思います。

最初の一括して要望するとき、プラスまた何かあれば、毎回その資料を持って役場のほうに出向かなくてはいけないということで、本当になかなかお勤めしている自治会長さんであれば大変なことだと思いますので、そういった点も一つ考慮できることじゃないかなというふうに思っておりますので、お願いします。

道路の異常に関する通報の日頃の通報件数は、今ではどのような現状でありますでしょうか、通報件数などは。

**議長（高山由行君）**

建設部長 伊左次一郎君。

**建設部長（伊左次一郎君）**

では、大沢議員の再質問に御答弁をさせていただきます。

自治会長様におきましては、毎年毎年代わっていかれるわけですが、当然お仕事をお持ちになっておみえになります。私自身、この役場に勤めさせていただいて、自治会長さんの御苦労には本当に頭が下がる思いでありますし、後輩職員に対しても、自治会長さんの要望というのはやはりしっかり頭に留めないかんよということは常々言ってきたつもりではおります。自治会長さんは、自治会の中のいろんな要望事を整理して御提出いただいているのかなというふうに思っておりますので、今後も真摯に受け止めてまいりたいと思います。

では、再質問の通報件数でございますけれども、感覚的に月平均5件ぐらいかなというふうに思っております。どうかして集中しますと10件を超えるということがありますけれども、そのぐらいの数ということで、そんなに多いほうではないのかなというふうに思っております。これは、議員御紹介いただいた市レベルですと、やはり町道延長とか、かなり多くございますので、数も多いかなというふうな感想を持っておりますけれども、うちの町に合ったシステムをこの件数の中でどうしていこうかということは研究してまいりたいと考えております。以上でございます。

[10 番議員挙手]

**議長（高山由行君）**

10 番 大沢まり子さん。

**10 番（大沢まり子君）**

ありがとうございます。

私たちは、スマートフォンとかLINEとかというと、本当に自分の年代ではあまり得意としない分野なので、そういったものを活用していいのかというような心配も不安になることもたくさんあると思いますけれども、今時代は大きく変わっておりまして、本当に若い方に聞いていただくのは、ちょっともう分からないぐらいの感覚なんですけれども、そういった若い方に習っていくことも必要かと思えます。

私たち議員も、今、全員グループLINEを組んでいまして、様々なやり取りをさせていただいております。防災訓練におきましても、現状の報告を写真と併せて報告し合うなどということでLINEを活用させていただいております。町民にとって通報しやすく、行政にとっても効率よく維持管理に対応できるような仕組みが必要と考え、また、これまで以上にこれからはこの地球温暖化により台風とか豪雨とか、そういったことも増えてくると思いますので、災害時の情報収集にも大いに役立つこのシステムの一日も早い導入をお願いいたしまして、私の

質問を終わります。ありがとうございました。

**議長（高山由行君）**

これで、大沢まり子さんの一般質問を終わります。

2日間にわたりました一般質問をこれで終了します。議員の皆様、執行部の皆様には、コロナ禍の中、少し制限をかけたところもございまして御協力ありがとうございます。

ここで暫時休憩をします。再開予定時刻は10時とします。

午前9時45分 休憩

---

午前10時00分 再開

**議長（高山由行君）**

休憩を解いて再開いたします。

---

**議案の委員会付託**

**議長（高山由行君）**

日程第3、議案の委員会付託を行います。

本定例会に付議されています認定第1号から認定第6号までを質疑の上、各常任委員会に付託したいと思います。

初めに、認定第1号 令和元年度御嵩町一般会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

[挙手する者あり]

5番 安藤信治君。

**5番（安藤信治君）**

決算に関して主要施策に関する説明書の22ページ、町税の概要が示されております。これによりますと、これにはありませんが、平成29年度から令和元年度までの調定を見ますと、町民税は横ばいであります。固定資産税は増加傾向にあります。固定資産の評価業務、再評価業務が令和2年度に終わるわけですが、令和2年度以降は新型コロナウイルス禍の影響によりまして、町民税はもちろんですが、固定資産税についても、住宅新築とか企業投資等が減少することが、私、素人でございますが予測しております。これちょっと決算とはかけ離れることになると思いますけど、今後の税の調定の関係なんですけど、令和元年度の決算状況を見て今後税収がどのようになっていくのか、納税もちょっと苦しい部分が出てくるんじゃないかというような思いもあります。そういった件について、少し今後の御嵩町の税収について見解を伺え

れば伺いたいと思いますので、よろしく申し上げます。以上です。

**議長（高山由行君）**

税務課長 金子文仁君。

**税務課長（金子文仁君）**

安藤議員の御質問にお答えをいたします。

今後の税収の見込みについてということですが、今後コロナ禍におけます見通しにつきましても、先行き不透明なところではございますので、見込みといたしまして、町税につきましても簡単に回答させていただきたいと思っております。

まず、令和2年度についてですが、まず調定金額の見込みでございますが、町民税個人分、固定資産税につきましては、今年度の調定金額は既に決定しておりますので影響はないと思われまます。収納につきましては、現在、新型コロナ対策といたしまして、所得状況により納付することが困難な方については、町税の納期限を1年間延長できる徴収猶予の特例制度が適用されております。令和2年9月3日現在ですが、町民税、固定資産税、軽自動車税合わせて延べ34件、税額にいたしまして約1,270万円が許可となっております、今後も申請がある可能性がございます。これにつきましては、年度を越えて納期限が延長されますので、現年分は未収となり、来年度の滞納繰越分での収納となります。そのため、令和2年度現年分の収納率には影響があるものと思われまます。

続きまして、令和3年度についてでございます。調定金額につきましては、景気低迷が続きますと、令和2年中の個人所得の減によりまして、町民税、個人分は減収が見込まれます。固定資産税につきましては、令和3年度は評価替えの年ではございますが、土地等の評価については今のところ影響はないものと考えております。ただし、景気低迷によります新築家屋の減や償却資産の新規設備投資の減少などが想定されますので、調定金額の減少は見込まれるところでございます。なお、令和3年度の滞納繰越分につきましては、先ほど申しました徴収猶予の特例分が令和3年度の滞納繰越分の調定額となりますので増額となる見込みでございます。今後、景気低迷の中での税収確保という対応となると思われまますが、収納対策につきましては毅然とした姿勢でこれまで同様、粛々と進めてまいりたいと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。以上です。

**議長（高山由行君）**

そのほか質疑ありませんか。

[挙手する者あり]

7番 安藤雅子さん。

**7番（安藤雅子君）**

主要施策の10ページになります。防災行政無線更新事業についてお伺いします。

これ新規事業で一応2年間ということ、これは1億3,700万円の決算額で上がってきております。難聴地域解消のためという目的でしたが、これはよく聞こえるようになっているのか、そういう評判などをお聞きであればそれをお聞かせ願いたいということと、あと戸別受信機を購入ということもお聞きしました。全世帯ですと五、六千台は要るということですが、今年のパイプライン台数と配付地域がどこかということをお聞かせください。恐らく難聴地域を対象に配られたと思いますが、これは難聴地域の全戸に配付であるのか、希望者の方のみに配付であるのか。もし配付をしない世帯への情報というのは、例えば今、御嵩町の携帯のアプリで防災行政情報というアプリがあるわけですが、それを取ったりすれば、そこから聞くことができるのですが、そういうものの紹介や活用やPRというのはどう考えられているかということをお願いします。

**議長（高山由行君）**

総務防災課長 各務元規君。

**総務防災課長（各務元規君）**

それではお答えいたします。

まず、よく聞こえるかどうかという話ですが、難聴地域の一つであります大庭台の方で実際にアナログがちょっと調子が悪くなったという方で調査を実施しております。そうしましたら、デジタルということで大変クリアになったということでもあります。やはりアナログとデジタルというのはどう違うかという、アナログというのは、どこにいてもちょっとでも電波があれば聞こえるものなんですが、デジタルというのは、一番最初に入らないと全てが聞こえない。だから、ゼロか100ということなので、デジタルが聞こえるところは確実にクリアに聞こえるという御理解をいただければと思います。

その上で今回、戸別受信機をどういうふうにとということですが、令和2年9月から難聴エリアの方を対象に順次配付を開始する予定です。まず9月は大庭台、11月からは上之郷の美佐野、謡坂、12月から洞、本郷、新町といったところで配付をしていく予定です。基本は既存のアナログの受信機も利用が可能なことから、希望される方を対象に順次交換をしていこうと思っております。

それと、防災アプリのお話が出ました。実際、窓口で転入者に防災アプリを案内しますと、6割の方が戸別受信機の受け取りを辞退されています。なので、相当、防災アプリがあればいいという考え方があります。私どもとしましては、このアプリを今後も積極的に活用していきたいというふうに考えておりますのでよろしくお願いたします。

**議長（高山由行君）**

よろしかったですか。

そのほか質疑ありませんか。

[挙手する者あり]

3番 奥村悟君。

### 3番（奥村 悟君）

それでは、2点お聞きいたします。

主要な施策の成果に関する説明書ですが、保険長寿課、ページが27ページと29ページになりますが、高齢者いきがい活動支援センターの指定管理委託についてということですが、成果のほうに事業拡大と利用者増に向けて指定管理料を支払いましたとなっていますが、あっと訪夢についてちょっとお聞きいたします。年間利用者は、ふらっとハウスは前年2,089人から2,156人と67人増えています、あっと訪夢は前年5,299人から4,716人と583人減で大幅に減っていますが、どういった原因なのか分析はされたでしょうか。指定管理料は双方約30万円も違うのに、指定管理者の企業努力が足りないのかな、その辺のところはどうでしょうか。

それから、あっと訪夢の利用者は年々少なくなっているというふうに聞いておりますけれども、利用者を増やす手だてを何か具体的に考えておられますでしょうか。

もう一点ですが、同じく50ページですけど、生涯学習課ですが、庁用備品の購入事業についてです。可児才蔵の武者絵購入費100万円ということですが、昨年12月の議会で私が質問をいたしまして、前石原生涯学習課長が可児才蔵をPRし、展示や著作権が町にあるのでコピーして観光面で使いたいと答弁されておられますが、その後、何か工夫され、今後どのように活用を広げていかれるのかお聞かせください。

### 議長（高山由行君）

まず1点目、保険長寿課長 大久保嘉博君。

### 保険長寿課長（大久保嘉博君）

ただいまの奥村議員の質問にお答えさせていただきます。

あっと訪夢の利用者数は4,716人ということですが、新型コロナウイルス感染症予防ということで令和2年2月の途中から閉館をさせていただいております。開館日数は11か月といたしまして、月平均利用者数は428人になるかと思えます。仮に3月までも開館したといたせば5,144人となり、前年から155人の減、月当たりは12人、週当たりは3人の減というふうになるかと思われま。

利用者数の減少の原因につきましては、あっと訪夢は利用者が今決まっています、なかなか新規に輪に加われないということや、その利用者の方が高齢化をしまい、活動がどうしても高齢者向けの活動になってしまっているということで、比較的若い方がなかなか参加しにくいというか、つまらないといったようなところで、新規の利用者が増えないというふうに考えて

おります。

今後につきましては、その若い方向けの健康体操やそういう体を動かすような若い方の活動、また団体の活動だけでなく、クイズ、脳トレ、パズルといったような個人でその時間を楽しめるような時間の活動、または曜日によって活動内容を変えるなど対応を考えていければと思います。また、昨年度は七夕お楽しみ会ということを開催しましたが、時期に合わせた行事といったものも取り入れていながら、指定管理者である一般社団法人みたけスポーツ・文化倶楽部と協議していければと思います。

また、ふらっとハウスの利用者が増えているというところもありまして、ふらっとハウスの指定管理者である株式会社技研サービスさんとの、スポーツ・文化倶楽部との意見交換会などを開催していければと思いますのでよろしくお願いをいたします。以上です。

#### 議長（高山由行君）

2点目、生涯学習課長 古川孝君。

#### 生涯学習課長（古川 孝君）

それでは、可児才蔵の武者絵の活用についてお答えいたします。

まず、中山道みたけ館におきまして特別展開催中におきましては、こちらのほうで展示のほうをさせていただいております。また、2階ロビーに才蔵コーナーを設けまして、畳3畳ほどの大きさにプリントをし、現在紹介しているところであります。

そのほか、願興寺本堂修理を行っております素屋根に才蔵ゆかりの地という長さ5メートルほどの懸垂幕を設置しております。ここにも購入した武者絵のほうを使用しております。また今年度は、映像と音声による才蔵解説の短編番組を8月補正のほうで制作予定のほか、またまちづくり課でもわいわい館の武功伝承館などで積極的に活用していただくということであり、購入した錦絵のほうを広く活用しながら可児才蔵を広めていく予定です。

そのほかにも、この秋に開催を予定しております関ヶ原のほうで関ヶ原古戦場記念館というものが開館しますが、こちらで関ヶ原ゆかりの武将ということで、才蔵の常設展示もしていただけるというお話もいただいておりますので、中山道みたけ館に置いてあります3畳ほどの大きさにプリントしたものの設置なども検討しております。また、名鉄のフリー切符のパンフレットにも使いたいという話もいただいておりますので、有効に活用していきたいと考えております。

その他、いい案がございましたら、ぜひ提案いただきたいと思いますので、よろしくお願いをいたします。

#### 議長（高山由行君）

そのほか質疑ありませんか。

[挙手する者あり]

1 番 清水亮太君。

**1 番（清水亮太君）**

主要の施策の 50 ページの一番下、図書購入事業についてお尋ねいたします。

これの現在の蔵書数ですね、それと本決算での新規の購入数、あと新書の導入の選択基準と破棄の方法、4 点お願いいたします。

**議長（高山由行君）**

生涯学習課長 古川孝君。

**生涯学習課長（古川 孝君）**

それでは、清水議員の御質問についてお答えいたします。

令和元年度の決算的なお話になりますが、現在の図書館の蔵書数としましては、一般図書、雑誌等合わせまして 10 万 8,584 冊となります。令和元年度中に購入した購入数ですが 2,583 冊となります。除籍の図書数ですが 2,057 冊となります。図書の購入基準についてですが、まず 1 点目に、町民の要求に応えられるものを優先的に収集し、必要に応じて時事的、年次的資料を収集する。

2 点目に、小説等の文芸書、各分野の入門書、実用書、趣味、娯楽などを中心に網羅的に収集する。

3 点目に、御嵩町の施政方針の環境と福祉についての図書は重点テーマとして収集する。

4 点目に、児童書については、幼児・児童への読書普及用として絵本や児童読み物、紙芝居などを収集する。

5 点目に、参考図書についてはレファレンスに対応するため、辞書、事典、年鑑、図鑑など、各分野にわたって収集する。

このようなことを観点に蔵書のほうを購入いたしております。

図書の除籍基準ですが、汚損や破損が甚だしく、修理に堪えない図書、また出版後 10 年以上経過したような保存する価値が認められなくなったという不要図書としてみなされるもの、また蔵書点検などで所在が不明であり、その後 5 年以上不明なものに対して廃棄という形にしております。

なお、廃棄ですが、通常年 2 回ほどリユース期間を設けまして、1 人の方 5 冊程度ということでお持ち帰りもしていただく機会を設けまして、少しでも廃棄のほうの数を減らすような努力をしていく次第であります。以上です。

**議長（高山由行君）**

そのほか質疑ありませんか。

[挙手する者あり]

10番 大沢まり子さん。

**10番（大沢まり子君）**

2点お伺いいたします。

36 ページの福祉課のところですね、中段ちょっと下の個別予防接種事業の中の乳幼児個別予防接種、成果として1,013名となっております。当初予算の中では1,310名ほどでありますので、300名ほどが対象者であって受けていないのかなというふうに私は判断したんですけど、そういった場合に、受けていない方への対応はどのようにしていらっしゃるかお聞きしたいと思います。

あと、広域化予防接種というところですが、予算書ですと1万円掛ける290人分という予算が立てられておりましたけど、549人で340万8,927円、この違いについてお聞きしたいと思います。

それから、もう一点、46 ページの学校教育課小学校、またその次のページの中学校も同じですけども、要保護児童・生徒等援助事業の中で、当初予算の見積りのときに小学校ですと1年から6年まで71名の予定が決算で53名、また新入学児童につきましても8名の予算の計上で5名、そして中学校のほうも当初、中学1年から3年までは45名が実績39名、また令和2年度新入学生徒の予算書は18名と記入されておまして、実績4名ですけど、こういったものは、数値的にはあまり違いなく予想といたしますか、予算立てできるのではないかと思います。これだけ減っているということは、保護者の方の経済状況が向上しているのかということと、こういったことからこのような数値になっているのかお伺いしたいと思います。

この2点お願いいたします。

**議長（高山由行君）**

まず1点目、福祉課長 小木曾昌文君。

**福祉課長（小木曾昌文君）**

ただいまの大沢議員の質問の1点目ですが、予算書の36ページの乳幼児個別予防接種の想定よりも少なくなった分については、当然、勸奨させていただきながらやっていく状況であります。結果としてこんな状況でございます。

あと、広域化予防接種についての当初予算との差でございますが、これはあくまでも結果というところございまして、今後も広域化予防接種については啓発に努めていきたいというふうに考えております。お願いします。

**議長（高山由行君）**

2点目、教育参事 山田徹君。

## 教育参事兼学校教育課長（山田 徹君）

それでは、大沢議員の2点目の御質問ですが、要保護・準要保護児童生徒の就学援助についての御質問です。

議員がおっしゃるとおり、予算編成時にはかなり過大と言われるべき、もう指摘どおりかと思いますが、予算を計上しております。これは、該当される子供さんがそれだけおられるというようなことで、こちらも予測を立てて予算を立てております。執行率としましては、先ほど申しましたがその人数で、小学校が76.8%、中学校が79.8%ということで、あとこれ特別支援教育奨励費も含んだ数字でございますけれども、そういった形で終わっております。現状に応じて減額補正を多少なりとも行うべきだったと反省はしておりますが、実際、この認定申請の段階では不確定要素が多い実態がございまして、年度末まで状況の変化というのがなかなかつかみにくい。と申しますのは、随時申請受付を行っております、例えば途中で離婚者が増えて申請があるとか、その反対に申請があったものの、実は内縁の配偶者がお見えになられて駄目ですよとか、所得がそれこそ基準を超えていますので駄目ですよというようなことがございます。

過去を見ますと、平成27年度が148名、これは共和中も含めてということで、これを100と数えますと、昨年度が、これも共和中を含めて126名ということで85%ぐらい、低くはなってきております。数字的に所得が向上しておるといふような言い方ではないんですけども、この申請についても積極的に認定申請を奨励しておるといふ事実ではございませんでして、学校で個別に教育相談等に応じてお話があれば、こういう申請がありますのでどうですかというような形で御紹介をしておる。広報紙も含めましてホームページ等でも紹介はしておるんですけども、民生委員さんの方への説明についても、例えば民生委員さんのほうでお気づきになられて、御近所に該当がおるんじゃないかなというときにどうしたらいいんだという御質問がございまして、ただ、それも民生委員さんが押しかけていってこういう申請がありますからどうですかなんていうことまではいたしておりません。あくまで、本人申請が原則でございますので、そういったことも御了解の上、今後は過剰な予測はなるべく避けて現実に応じたシビアな分析の下に予算編成を行ってまいりたいと思っておりますのでよろしく願いいたします。

## 議長（高山由行君）

そのほか質疑ありませんか。

[挙手する者あり]

11番 岡本隆子さん。

## 11番（岡本隆子君）

5点ほど質問いたします。

1つ目ですが、主要施策の4ページの3つ目の段ですね、男女共同参画関連図書購入費ということで2万9,862円ですが、これはどんな本が入っているのかなど、どういうふうに紹介しているのか、そしてこれ多分図書館に置いてあると思うんですけども、何かその特別なコーナーがあるのか、そういったところでどういう形で啓発をしているのかというのが1点目です。

それから2点目は、16ページの環境モデル都市推進室のほうの太陽光発電事業の太陽光発電の補助事業なんですけれども、これはかなり減額にもなっておりまして補正でも対応しているわけですが、今後、方向性としてはどういうふうに考えていくのか。それから、蓄電池の補助については、今これエネファームですか、それはついているんですけども、蓄電池の補助については何かお考えがあるのか、今後どうしていこう、何か方向性があるのか教えてください。

それから3点目は、そのすぐ下の低炭素まちづくり基金積立金ということで、この基金が419万円あるということなんですけど、この使い道と、それからこのJ-クレジット販売収入というのが当初予算1万3,000円で決算がこの金額、今年は1万8,000円の予算がついているわけですけども、環境モデル都市としてこの金額について少ないように思うんですけど、その辺りの見解を教えてください。

それから、4点目は19ページ、まちづくり課ですけども、下から4段目の販売促進事業ですが、これ毎年上がっていると思うんですけども、ここに生産者組織の自主運営を促進したというふうに書いてあるんですけども、具体的にどういうふうに活動されたのか。そして、このときの平成31年度当初予算の説明では、平成31年度中に自主運営できるようにするというふうに答弁されていますので、今年といたしますか、この活動内容といたしますか、成果、どうだったかということをお願いします。

それから最後ですけども、その下の空き家活用事業ということで115万5,000円ですね。これも当初予算のときには、ワークショップとフィールドワークを行うという説明でして、具体的にどんな活動をされたのか、回数とか内容、そして、その成果としてはどうであったかということの説明をお願いいたします。

以上5点です。お願いいたします。

#### 議長（高山由行君）

まず1点目、企画課長 山田敏寛君。

#### 企画課長（山田敏寛君）

それでは、1つ目の男女共同参画関連図書購入事業についてであります。

どういった本かということでございまして、少し書名を紹介させていただきますと、「近代日本の専門職とジェンダー」「女性が職場でかしこくふるまう技術」「ちゃんと知りたい歴史

に輝く女性たち」など、このような内容の本 14 冊でございます。

また紹介につきましては、中山道みたけ館だよりで新刊として紹介しているところであり  
ます。コーナーとしては、特別にこのコーナーを設置しておりませんが、より啓発という  
意味であればコーナーの設置も有効かと思っておりますので、みたけ館と相談しながら今後考えてい  
きたいと思っております。以上です。

#### 議長（高山由行君）

質問 2 番目から 5 番目、環境モデル都市推進室長兼まちづくり課長 渡辺一直君。

#### 環境モデル都市推進室長兼まちづくり課長（渡辺一直君）

それでは、岡本議員の 2 番目から 5 番目の質問、大変いっぱい質問でありありがとうございます。  
お答えさせていただきます。

まず 2 つ目の太陽光発電の補助事業、予算減額されて今後の方向性、蓄電池の補助についま  
してお答えさせていただきます。

岡本議員の御指摘のとおり補正が減額をされているというのは事実でございます、今後の  
方向性につきましては、補助件数が年によってばらつきがあるのも事実となっております。ち  
なみに平成 29 年度は 15 件、平成 30 年度が 28 件、令和元年度が 15 件というような内容とな  
っております。昨年度につきましては、周知として町のホームページのほか、広報紙に 2 回  
掲載して、今年度も町のホームページのほか広報紙に 3 回掲載を予定しております。周知に努  
めていきたいと思っております。

今回のこの事業につきましては、災害時の支え合いの登録を前提とした防災事業も兼ねてお  
りまして、大規模停電時や昨今のコロナの状況を考慮すると、この事業につきましては、災害  
時のエネルギーの分散性、自立性を高めることにつながり必要性が高いものと解釈をしており  
ます。蓄電池の補助に加えたらどうかというようなお話ですけれども、現在、調査・研究を進  
めておる状態で、最終的にするしないにつきましては予算の兼ね合いもありますので、調査・  
研究に努めているというところでとどめたいと思っております。

続きまして、3 番目、17 ページですね、低炭素まちづくり基金の積立金の使い道、J-ク  
レジットの金額は少なくないかというような御質問であります。低炭素まちづくり基金につ  
きましては、使い道としまして、基金条例に基金の処分方法として 2 つの方法が上げてあります。

1 つ目として、再生可能エネルギー発電設備等の維持管理または更新に関する事業の財源に  
充てる場合、2 つ目は、環境教育等の事業の財源に充てる場合があります。基金の将来的な使  
用につきましては、その地点での基金の残高であったりとか、その時々状況に応じて条例が  
定める処分目的の範囲内で検討したいと思っております。

あと、J-クレジットにつきましては、J-クレジットとは、温室効果ガスの排出削減また

は吸収量の増加につながる事業を実施することで、その温室効果ガスの排出削減、吸収量をクレジット化し売却するものであります。その売却で得た資金で温暖化対策等の事業に活用するものとなっております。今回の収入におきましては、イベント等で得たJ-クレジットの収入ということになっておりまして、少ない金額ではありますが、徐々に少しずつでも事業内容に御理解いただいて住民の方々に協力をいただければというふうに考えておりますので、御理解をよろしく願いいたします。

続きまして、4番目の販売促進事業、生産者組織の自主運営を促進して、その成果はどうだったかということになります。こちらは、主要の施策に関する説明書の19ページの2段目、販売促進等事業の説明にありますとおり、5回のキャラバン活動を実施した中で、東京都庁でのええもんキャラバンにつきましては、事業者通販サイトのQRコードを記したチラシを会場内で配付しまして効果を得ているものと感じております。

また、みたけのええもん全体の通販サイトの立ち上げの検証を行うなどをしまして、販売元が自主運営につながるよう話し合いを進めてまいりました。

続きまして、5番目の質問になります。

空き家活用事業、ワークショップ、フィールドワーク、具体的な内容及び成果ということですが、柏屋を活用促進のモデルとして選定しまして、実際に活用したいと考える事業者、民間団体とのマッチングを行いまして、民間資金及び活力が活用できればどのような方向性が見いだせるかを探ったものとなります。

具体的な事業としては、第1回目に空き家・古民家活用会議を令和元年12月22日に開催し、現地見学会、意見交換会を行いました。これには9事業者18名の方の参加がありました。第2回目に、その実現の可能性に関する意見交換会を令和2年2月24日に開催し、これも民間資金及び活力の活用による具体的な改修提案を受けたということになります。これには11名の方の参加がありました。ということで、最終的にこういう形で効果としましては、空き家の活用推進モデルを柏屋に選定しまして、こういう活動を行っていく中で、いろいろな事業者の方からいろんな話が聞けたということで効果はあったものというふうに解釈しております。以上です。

#### 議長（高山由行君）

そのほか質疑ありませんか。

[挙手する者あり]

12番 谷口鈴男君。

#### 12番（谷口鈴男君）

私のほうから2点お聞きをしたいと思いますが、まず、主要施策の成果に関する説明書の

18 ページと決算書の 47 ページ、ふるさと創生事業補助金というところではありますが、ここに施設整備助成で 1 団体 1,188 万円という金額が記載されております。これについては、当初予算では約 900 万円ぐらいの予算で出ておるかと思いますが、これ 1 団体だと思んですが、どのような団体に対してどのような事業であったのかと、これをまず教えていただきたいということと。

それから、2 番目に 19 ページ、販売促進等事業について、これは御嵩町の特産品ということで、みたけのええもん等の知名度の向上並びに販路拡大を図ると、こういう目的で設置されておる事業でありますけれども、本来は、このみたけのええもんの認定等については、これは町がやると、認定委員会等を通じて商品の認定をしていくと。それから、その認定をして販売とか宣伝等について行政でできる範囲での協力はしますよというのが本来の基本的な姿勢だと思うんですけれども、これ検討等含めて事業委託で約 100 万円を投入している。そこまでの費用をかけて費用対効果はどうであるかということと、もう一つは、生産者組織の自主運営を促していくというのが本来目的でありますけれども、その辺の効果というのが達成されておるかどうか。

今後の対応も、やはりこれは自主運営というものを促すという方向で行政はあくまでもあつせん、また会場の利便性を図る程度に収めるのが本来の姿勢の在り方だと思うんですが、その点、この 2 点、ちょっとお願いしたいと思います。

#### 議長（高山由行君）

まちづくり課長 渡辺一直君。

#### 環境モデル都市推進室長兼まちづくり課長（渡辺一直君）

ただいまの谷口議員の御質問に答えたいと思います。

まず 1 点目、地域づくり施設整備事業のほうですね、これが事業内容がどういうものであったかというようなお話ですが、こちら観光協会に助成したもので、小原城址の案内看板整備事業となります。これは、今まで埋もれておりました歴史資源、小原城址の知名度向上を図るものでありまして、環境資源の掘り起こし、磨き上げを図ったものとなります。

次に、御質問がありました、みたけのええもんの販売促進等事業に関しまして、イベントを含めて委託をしております。こちらにつきましては、委託先につきましては、一般社団法人てらすと業務委託契約を締結しております。こちらにつきましては、6 者による指名競争入札を行っておりまして、こちらのほうを活用しまして、いわゆる先ほど一つ触れましたキャラバン等の活動を委託しておる内容でございます。

一つは、5 回の活動実績もございまして、ラスパ御嵩で 2 回に分けて行ったええもんキャラバン、あと岐阜のふるさと祭りということで大阪で行った事業、あと先ほども言いました東京

都庁での物販の販売、あとは可茂県事務所におきまして、ええもんキャラバンを行いまして、物産等の販売を行った事業等を委託させていただいております。こちらにつきましては、こういう事業展開を行う中、ええもんの販売促進につなげていきたいということで思っておりますので御理解をお願いいたします。

あと、一番最後になります、先ほど岡本議員との質問ともかぶる内容にはなりますが、また改めて説明をさせていただきたいと思えます。

自主運営の促進につきましては、先ほど主要な施策の説明にもありますとおり、5回のキャラバン中の東京の都庁とのキャラバンで事業者通販サイトのQRコードを使用したチラシを会場内で配布、また、みたけのええもん全体の通販サイトの立ち上げの検証をお互いに話し合いながら進めていくと。販売元が自主運営につながるように話を進めてきたということで、投げやりに投げつけるわけではなくて、一緒に歩いていって最終的に自主運営ができるようになりましたら、自分たちで販売に努めていただくというような目的で事業を進めておりますので、御理解のほうをよろしくをお願いいたします。

[挙手する者あり]

**議長（高山由行君）**

12番 谷口鈴男君。

**12番（谷口鈴男君）**

ふるさと創生事業補助金の、これは看板設置ということでありましたけれども、小原城、これは史跡でそこにあったということだけありますけれども、これは現場の把握というのは町のほうでしてみえるんですか。看板だけ設置すればいいという問題じゃなくて、ほとんど未整備でもあるし、単なる誰が行っても全く分からないというような状況の中で、まずそういう周辺整備をしてきちっとした上でこのような事業を促進していくというのが本来筋だと思んですが、その辺のところのまちづくり課の考え方というのはどういうもんですか。

**議長（高山由行君）**

まちづくり課長 渡辺一直君。

**環境モデル都市推進室長兼まちづくり課長（渡辺一直君）**

本来、谷口議員がおっしゃるとおり、その場所を整備してから看板を設置して観光客等の誘致に努めるというのが本来の流れだったと思います。現状、看板のほうを設置させていただいて、まずそこに小原城址という史跡がありますよというような周知をさせていただきたかったという部分もありまして、まず順番は、谷口議員のおっしゃるとおり、ちょっと違うかもしれませんが、まず看板で周知を行って、今年度、地元との合意が取れましたので、史跡等につながる道等の整備を行うということで事業を計画しておりますので、よろしくをお願いいたします。

**議長（高山由行君）**

そのほか質疑ありませんか。

〔挙手する者なし〕

質疑なしと認めます。

これで認定第1号の質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題としております認定第1号につきましては、総務建設産業常任委員会に審査を付託したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、認定第1号は総務建設産業常任委員会に審査を付託することに決定しました。なお、認定第1号につきましては、総務建設産業常任委員会に審査を付託しましたが、民生文教常任委員会の所管部分につきましては、民生文教常任委員会で審査をしていただき、総務建設産業常任委員長にその審査結果の報告をしていただきますようお願いいたします。

---

**議長（高山由行君）**

次に、認定第2号 令和元年度御嵩町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔挙手する者なし〕

質疑なしと認めます。

これで認定第2号の質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題としております認定第2号につきましては、民生文教常任委員会に審査を付託したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、認定第2号は民生文教常任委員会に審査を付託することに決定しました。

---

**議長（高山由行君）**

次に、認定第3号 令和元年度御嵩町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

[挙手する者あり]

1 番 清水亮太君。

**1 番（清水亮太君）**

主要の施策の 57 ページの健康診査事業の中のぎふ・さわやか口腔健診についてですが、これは平成 30 年度の決算で 144 万 4,000 円で 360 の方がやられているんですが、令和元年度の決算ではこの金額に対して 321 人ということで、金額が上がっているけど利用者が減っているということで、まずこの理由を教えてくださいたいのと、あと同じ項目で、歯科訪問健診ですけど、予算が 60 万円に対して執行額がこの 3 万 696 円と執行率がかなり悪いということで、この理由について教えてください。

**議長（高山由行君）**

保険長寿課長 大久保嘉博君。

**保険長寿課長（大久保嘉博君）**

ただいまの清水議員の質問にお答えさせていただきます。

まず 1 点目、ぎふ・さわやか口腔健診の人数が減ったのに事業費が増えているかという点でございますが、こちら平成 30 年 10 月に厚生労働省から作成されました後期高齢者を対象とした歯科健診マニュアルに基づきまして、昨年度から従来の問診だけの健診に加え、そしゃく機能、嚥下機能、口腔乾燥機能について実測評価を行うこととなりましたので、その分で健診費の単価が上がったためでございます。

2 点目、歯科訪問健診が少ないですがということですが、こちらの歯科訪問健診につきましては、要介護 3 以上の在宅の方を対象に歯科医師、歯科衛生士などが自宅に訪問し、健診、保健指導、治療などを行うものでございます。要介護 3 以上ということになりますと、既にケアマネに基づいて通院や介護予防事業にて口腔ケアができている方もお見えになられ、対象者は少ないというところでございます。対象者の方につきましては、先ほど言ったケアマネを通じて事業の説明をし、周知をしていくということをしてしておりますが、今後につきましては、要介護 3 以上の方に認定になった場合、案内文を同封し周知をしていきたいと思っておりますので、よろしく願いをいたします。

**議長（高山由行君）**

そのほか質疑ありませんか。

[挙手する者なし]

質疑なしと認めます。

これで認定第 3 号の質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題としております認定第3号につきましては、民生文教常任委員会に審査を付託したいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、認定第3号は民生文教常任委員会に審査を付託することに決定しました。

---

**議長（高山由行君）**

次に、認定第4号 令和元年度御嵩町介護保険特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔挙手する者あり〕

10番 大沢まり子さん。

**10番（大沢まり子君）**

説明書の61ページですが、中段より少し下に地域での支え合い活動支援事業費補助金というのが8万8,000円ということがございます。当初70万円の予算計上がしてありましたけれども、この執行率の低い理由を教えてくださいたいと思います。

それと62ページ、生活支援コーディネーター、包括的支援事業の中の生活支援体制整備事業ということで、生活支援コーディネーターの方が活動されておりますけれども、この成果と活動についての説明を教えてくださいたいと思います。頭のところの主な施策の成果というところにも、西田地区と稲荷台地区が第2層協議体となりましたというふうに記載されているんですけど、この第2層協議体についての御説明もお願いいたします。

**議長（高山由行君）**

保険長寿課長 大久保嘉博君。

**保険長寿課長（大久保嘉博君）**

ただいまの大沢議員の質問にお答えさせていただきます。

まず、地域での支え合い活動支援事業費補助金の件でございますが、こちらは、地域での支え合い活動、例えば地域でのサロン活動などに対する補助となっておりますが、昨年度は申請件数が少ないということでこの金額となっております。利用される団体が少ないということで、まだまだこの補助制度が周知できないということだと痛感しております。サロン、集いの場などへ足を運び、制度の説明を随時、繰り返し周知していきたいと思っております。

また生活支援コーディネーターは、後でも御説明させていただきますが、地域のお困り事と

いうものを探しております。生活支援コーディネーターに相談することにより、今やっている活動の幅が広がり、その活動拡充に補助金等も利用していただければと思います。

2点目、生活支援コーディネーターがどのような役割、成果を発揮したかというところがございますが、生活支援コーディネーターは地域に足を運んで地域での見守り体制、支援体制を構築するためにどのようなことに地域が困ってみえて、どのような活動、サービスを必要としているか、どういった活動なら地域でできるのか、今実施している活動をどのように生かしていくかということを地域の皆様と話し合いながら結びつけていくということがコーディネーターの役割でございます。

令和元年度は、自宅から歩いて行ける集いの場がないからあったほうがいいといったお困り事が西田地区でございました。それに基づいてサロンの開設ができました。車に乗ることができなくなり、外出ができないといったお困り事が稲荷台地区でありました。それに基づいて稲荷台地区で移送サービスというものが始まり、支援に結びつけを行いました。

第2層というものは、第1層が御嵩町で設立をするんですけども、こちらは各団体、ケアマネ等で組織をされますが、その下に第2層ということで地域で活動する、支援するといったところが第2層というところにあります。そちらが、西田地区と稲荷台地区が昨年度設立されたというところになります。また、こちらについては随時地域に足を運びながら、第2層の団体を増やしていければと思います。

また、御嵩町内での身近な活動や暮らしの中にある近所付き合いを紹介する「暮らしの中にある自然な支えあい～地域のお宝 大発表会～」というものを生活支援コーディネーターを中心に令和2年3月に開催予定をしておりました。こちらは新型コロナウイルス感染症の拡大予防のため中止となりましたので、代わりに発表内容を掲載したパンフレットを作成し、周知をさせていただきます。以上で終わります。

#### 議長（高山由行君）

そのほか質疑ありませんか。

[挙手する者あり]

3番 奥村悟君。

#### 3番（奥村 悟君）

同じく主要な施策の成果に関する説明書 60 ページですけれども、介護予防・生活支援サービス事業のうちの買物リハビリテーション事業ですけれども、これは昨年度から始まった新規事業ということで、要支援1、2の方を対象に行う事業で大変いい事業かなというふうに思っております。何もしないと30%から40%の方が要介護に移行してしまうというような数字も出ておりますので、そう思っています。

それで、新規事業として当初予算が 667 万 1,000 円を計上して令和元年 9 月補正で 60 万円減額し、最終的には事業費としては 600 万円となっておりましたが、決算で見ますと 320 万円、この 122 万 3,000 円と 205 万円を合わせて 320 万円ほどでしたけれども、実績としては大幅な減となっておりますけれども、減額となった要因は何ですかということで、利用者の反応はどうだったんでしょうかということです。あと委託している事業者と、それからその店舗、リハビリする店舗とかああいうものですね、店舗はどこなのかお聞かせください。以上、お願いします。

**議長（高山由行君）**

保険長寿課長 大久保嘉博君。

**保険長寿課長（大久保嘉博君）**

ただいまの奥村議員の質問にお答えさせていただきます。

こちらの買物リハビリテーション事業というものは、運動教室、介護予防教室が終わった後に店舗にて買物をしていくという事業になります。運動と買物が一体化したという事業ということで、運動嫌いな方も買物ができるからということで参加されて、本来運動しなきゃいけない方ということ運動につなげることができ、運動能力が向上し、その方は要支援から外れたといったところもございます。

どこで行っておるかというところでございますが、こちら委託を行っておりまして、Life Up Kani という介護事業サービス事業所、こちらの Life Up Kani は、可児市でも同じような買物リハビリテーション事業を展開しております。場所はラスパ御嵩の一角を利用させていただいて事業をやらせていただいております。

あと、不用額が多い理由でございますが、こちら新規事業ということで、始める前に検討している段階で要支援者の対象にアンケートを実施させていただき、こういった事業をやった場合、参加していただけますかといったようなアンケートを実施しました。そのアンケートでは参加してもよいという方が 13 名見えたので、その 13 名でもって予算を組み立てておりましたが、昨年度、実際に参加された方は 5 名ということで不用額が多くなっている状況でございます。よろしく申し上げます。

**議長（高山由行君）**

そのほか質疑ありませんか。

[挙手する者なし]

質疑なしと認めます。

これで認定第 4 号の質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題としております認定第 4 号につきましては、民生文教常任委員

会に審査を付託したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、認定第4号は民生文教常任委員会に審査を付託することに決定しました。

---

#### 議長（高山由行君）

次に、認定第5号 令和元年度御嵩町水道事業会計利益の処分及び決算の認定についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔挙手する者なし〕

質疑なしと認めます。

これで認定第5号の質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題としております認定第5号につきましては、総務建設産業常任委員会に審査を付託したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、認定第5号は総務建設産業常任委員会に審査を付託することに決定しました。

---

#### 議長（高山由行君）

次に、認定第6号 令和元年度御嵩町下水道事業会計利益の処分及び決算の認定についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

質疑なしと認めます。

これで認定第6号の質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題としております認定第6号につきましては、総務建設産業常任委員会に審査を付託したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、認定第6号は総務建設産業常任委員会に審査を付託することに決定しました。

---

## 散会の宣告

議長（高山由行君）

以上で本日の日程は終了しました。

なお、9月11日に民生文教常任委員会、15日に総務建設産業常任委員会をそれぞれ開催していただきますようお願いします。

次の本会議は9月18日金曜日午前9時より開会しますので、よろしく申し上げます。

これにて散会をいたします。御苦労さまでございました。

午前10時58分 散会

上記のとおり会議の経過を記載して、その相違のないことを証するため、ここに署名する。

令和 年 月 日

議 会 議 長            高 山 由 行

署 名 議 員            山 田 儀 雄

署 名 議 員            大 沢 まり子